

# 公民館 運営審議会 について

資料2

令和 7 年 9 月  
小金井市公民館

# 公民館とは

社会教育法の規定に基づいて設置  
されている教育施設

## （目的）

- ・地域住民相互の教養向上
- ・健康増進
- ・生活文化の振興に寄与

社会教育法（昭和24年法律第207号）抜粋

### ○第二条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

### ○第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 公民館の活動

主催事業や貸館事業など、公民館の目的の学習や文化活動、交流を支援

- 主催講座の開催
- 趣味のサークル活動を通じた交流の場を提供

社会教育法（昭和24年法律第207号）抜粋

○第二十二条（公民館の事業）

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

# 小金井市公 民館条例①

## 抜粋

### 第1条（設置）

社会教育法第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。

### 第2条（分館）

公民館に次のように分館を置く。

### 第3条（管理）

公民館は、教育委員会が管理する。

### 第4条（事業）

公民館は、次の事業を行う。

- (1)青年学級その他の学級を実施すること。
- (2)定期講座を開設すること。
- (3)討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (4)図書、記録、模型、各種の資料等を備え、その利用を図ること。
- (5)体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (6)各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (7)その施設を住民の集会に提供すること。

# 小金井市公 民館条例② 抜粋

## 第5条（休館日）

公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1)毎月第1火曜日及び第3火曜日
- (2)1月1日から同月3日まで
- (3)12月29日から同月31日まで

## 第6条（開館時間）

公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、宿泊を伴う場合又は教育委員会が特に必要と認めたときは、これを延長することができる。

# 小金井市公 民館条例③ 抜粋

## 第16条（運営審議会の設置）

法第29条の定めるところにより、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## 第17条（委員の委嘱基準及び定数）

審議会の委員（以下この条から第19条までにおいて「委員」という。）は、定数を10人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による市民並びに教育委員会が必要と認めた者の中から規則で定めるところにより構成された委員を教育委員会が委嘱する。

## 第18条（委員の任期）

委員の任期は、2年とし公職等により委嘱された委員はその任期とする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第19条（委員長の職務等）

審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、審議会を総理する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

# 小金井市公 民館条例④ 抜粋

## 第20条（職員）

- 公民館に館長及びその他の職員を置く。
- 2 公民館の館長その他の職員は、教育委員会が任命する。
  - 3 館長は、公民館を代表し公民館の運営をつかさどり所属職員を指揮監督する。

## 第21条（企画実行委員の設置）

公民館に公民館の行う各種事業の専門的な事項を調査研究並びに企画実施に当たるため、青少年教育、成人教育、文化活動及び視聴覚ライブラリーの公民館企画実行委員を設けることができる。

## 第22条（実行委員の委嘱）

実行委員は、各種団体又は審議会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

## 第23条（実行委員の任期）

実行委員の任期は、2年とし、公職等により委嘱された実行委員はその任期とする。

# 公民館運 営審議会 の会議の 進め方

- ・前回会議録の承認
- ・報告事項
  - ▶東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告
  - ▶公民館主催事業の報告
- ・審議事項
  - ▶公民館主催事業の計画⇒承認
- ・協議事項
  - ▶必要に応じて諮問等

# 小金井市公民館の施設概要

	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
建築年度	昭和47年	昭和47年	昭和63年	平成3年	平成25年
延床面積	372.96m <sup>2</sup>	795.14m <sup>2</sup>	790.01m <sup>2</sup>	1,279.28m <sup>2</sup>	1,411.32m <sup>2</sup>
運営体制	市直営	市直営	NPO法人に委託	NPO法人に委託	NPO法人に委託
複合機能	なし	貫井南児童館 高齢者いこいの部屋	図書館東分室 東町集会所 高齢者いこいの部屋	図書館緑分館 高齢者いこいの部屋	図書館貫井北分室
備考	区分所有物件 (都営住宅の一部)		賃貸借物件 (都営住宅の一部) 委託:平成27年~	委託:令和6年~	委託:平成26年~

